

○4番（諏訪一則議員） 4番諏訪一則でございます。議長にお許しを頂きましたので、通告順に従い質問いたします。

新型コロナウイルス感染症が本市経済に及ぼす影響状況について4点伺いたいと思います。

まず1点目として、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、市の様々な業種の商工業者への影響が懸念されております。市内の商工業者に対する影響等はどのようなものか、また、資金繰り等の状況についてお伺いいたします。

2点目として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止徹底のため、企業による従業員の感染防止策や、万が一、従業員やその家族に症状が見られた際の休暇取得に対する配慮など、企業とその従業員を守る対策が必要ではないかと考えますが、そうした際の対策についてお伺いいたします。

3点目として、世界を震撼させている新型コロナウイルス感染症による、貧困による子育て支援の重要性が、今まで以上に、市の子どもの貧困対策の徹底が求められています。

そこで、児童虐待や貧困による相談などはどのようなものか、お伺いいたします。

4点目として、育児に伴う身体的、精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立など、困難さに直面する保護者も少なからずいるはずですが、家庭を支える取り組みの必要性が高まっています。

そこで、子どもの貧困対策についてお伺いいたします。

次に、災害に強い建設行政について2点伺いたいと思います。

1点目として、昨年10月に発生した台風19号では、本市において住まいや農業施設、道路、インフラ等に多大な被害を及ぼしました。これから梅雨の時期に入り一番心配されるのが河川の状態です。現在、これまでに起こった河川災害の整備について、どのようになっているのか。特に前年の被災地域では早急に対策をしなければならない箇所があると認識しています。

そこで、昨年の台風19号による河川の復旧状況についてお伺いいたします。

2点目として、河川災害防止対策についてお伺いいたします。

以上、2問6点について伺い、1回目の質問を終わりたいと思います。ご答弁のほど、よろしくお願いたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。商工観光部長。

〔小瀧孝男商工観光部長 登壇〕

○小瀧孝男商工観光部長 新型コロナウイルスによる影響対策についてのご質問の中の①本市の商工業者に対する影響等について、②商工業者の感染拡大防止対策と雇用を維持することについての2点のご質問にお答えいたします。

初めに、①本市の商工業者に対する影響についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の様々な業種の事業者に影響が出ております。商工会が行ったアンケート調査によりますと、外出自粛により影響が顕著となっている飲食業においては、売上げが減少し、50%以上の減少となっている事業者が多数出ております。また、バス、タクシー事業者や宿泊観光事業者においても、前年度比で70%以上の減少となる事業者もあるなど、大きな影響を受

けております。

製造業につきましては、市内の3工業団地へアンケート調査を実施しておりますが、アンケートの回答によりますと、原料の輸入ストップや部品調達ができないなどの影響を受けており、減収あるいは今後の減収が見込まれるとの回答が多数ございました。

また、新型コロナウイルス感染症による資金繰り等の状況につきましては、国の持続化給付金や国、県による無利子無担保融資などが用意されておりますが、日本政策金融公庫によりますと、国の無利子・無担保融資について、市内事業者からは5月末時点で55件の申込みがございました。

また、民間金融機関の融資において、中小企業信用保険法に基づき信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う、いわゆるセーフティネット保証において、市が業種、市内にある事業所であること、売上げ減少等を認定することになっておりますが、5月末日現在で130件を超える認定件数となっており、多くの市内商工業者が様々な融資を活用している状況にあります。これらの融資については、事業者が資金不足に陥ることのないようスピード感を持って対応しているところでございます。

続きまして、2点目の②商工業者の感染拡大防止対策と雇用を維持することについてのご質問にお答えいたします。

当市では、国内で感染が始まった当初から市ホームページに感染症対策を掲示するとともに、市内事業者に対しまして、手洗いや咳エチケット、3密の回避等の感染拡大を防止するためのポスター掲示や、商工会員への感染防止対策等の文書発送を行うなど周知啓発を図ってきたところでございます。また、事業所向けに消毒用の微酸性電解水を配布しまして、事業所内の感染防止を図っているところでございます。

次に、雇用の維持につきましては、コロナウイルスの影響により、従業員等を休業させた際に支給される、ハローワークが窓口となる雇用調整助成金がございますが、申請方法等の相談を受けるため、商工会において個別相談会を5回にわたって開催しております。

また、小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援につきましても、周知などに努めているところでございます。

今後につきましても、これらの制度周知や申請の相談など、引き続き関係機関と連携を図りまして対応に努めてまいります。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 新型コロナウイルスによる影響についてのご質問のうち、保健福祉部に係る2点のご質問にお答えいたします。

初めに、児童虐待や貧困による相談でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によります児童虐待に関する相談につきましては、5月末現在で実績はございませんが、一方、貧困による相談につきましては、3月から5月までの3か月間に9件ございまして、そのうち2件は中学生以下の児童のいる世帯でございました。

その他、3月から5月までの新型コロナウイルス感染症の影響以外の相談件数を前年と比較いたしますと、児童虐待に関する相談では、去年は4件であったものが本年は1件で、3件の減少となっており、貧困に関する相談は、去年は28件であったものが本年は34件と、6件の増となっております。

こうした状況を見ますと、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢の悪化に伴い生活保護や生活困窮による相談が増加しておりますものの、児童虐待につきましては、学校の臨時休校等により、児童の様子を地域や学校など家庭外の場において確認することが難しい状況であったことから、児童虐待に関する相談は少なかったものと捉えているところでございます。

今後におきましては、学校の再開など子どもたちの生活する環境が変化することにより、これまで潜在化していた虐待や子どもの発するサインに大人たちがいち早く気づくことが大切でありますので、学校や保育施設、児童クラブなど関係機関との情報共有を深めますとともに、児童相談所や警察との連携を図ってまいりたいと考えております。

また、貧困を要因とした社会への不安が弱者への暴力や暴言につながることを懸念されますことから、個々の実情に応じた丁寧な対応を行いまして、保健、福祉、教育部門の関係各課が連携を図りながら、早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、子どもの貧困対策についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、学校の一斉臨時休校や不要不急の外出自粛が要請されることなどに伴い、児童が家庭で過ごす時間が多くなり、また、学校給食の提供がないため、家庭で食事を取る回数が増えたことにより、子育て世帯においては、食費を中心に家計への負担が増加に至った状況でございます。

このような状況を踏まえ、国では、子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、子育て世帯への臨時特別給付金を児童手当を受給する世帯に支給することとなりましたが、市では独自事業として本制度に上乗せ給付を行い、子育て世帯への支援を行うことと致しましたが、市独自の支援策におきましては、新型コロナウイルス感染症による経済的影響が多くの子育て世帯に生じていることを踏まえまして、国が対象としていない特別給付世帯を含めまして支給することとしたものでございます。

今後、保育施設の通常保育や学校の再開などによりまして生活困窮世帯が表面化してくることも予想されますので、そうしたケースに迅速に対応することができるよう、関係する各課と連携を図りまして、適切な支援につなげてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 建設部長。

〔古内宏建設部長 登壇〕

○古内宏建設部長 災害に強い建設行政の防災・減災対策について、2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の去年の台風第19号による河川の復旧状況についてでございます。昨年10月に通過しました台風第19号によりまして、本市における河川災害は、全体としまして30か所ございました。

内訳でございますが、県管理の里川につきましては、徳田町から常福地町にかけて堤防決壊や

護岸の崩壊が26か所、松栄町の浅川につきましては、堤防決壊が2か所、市管理となる準用河川であります東染町の染川で河岸浸食2か所の被害がございました。

これらの台風第19号によります堤防決壊等の被害については、今後の本格的な災害復旧等を迅速かつ効率的に進めるために、当市の要望により、国土交通省の新たな事務所といたしまして、市内の木崎一町に久慈川緊急治水対策河川事務所が4月1日に開所されたところでございます。

被害箇所の復旧状況でございますが、県管理の浅川の堤防決壊箇所につきましては、直轄権限代行としまして、国土交通省により堤防の本復旧工事が発注され、台風シーズンまでに堤防盛土や護岸の完成を目指して施工中になってございます。次に、県管理の里川につきましては、茨城県により、被災箇所26か所のうち原形復旧箇所となります21か所の工事が発注済みとなっております。早期完成を目指して施工中でございます。

残る5か所は、堤防のかさ上げや河道掘削などの河川改修工事を併せて実施することから、令和3年度までの3か年の事業期間で、被害状況や用地買収等を踏まえて整備を進めていくものと伺っております。

最後に、市管理の復旧状況でございます。準用河川であります染川につきましては、2月10日に災害復旧工事の入札を実施し、現在施工中でございまして、今月6月には完了する見込みとなっております。

続きまして、2点目の今後の河川災害防止対策についてでございます。河川災害防止対策としましては、大きく2つの柱で対策を進めております。

まず1つ目ですが、1点目の中でご答弁申し上げました久慈川緊急治水対策河川事務所により、災害被災箇所の復旧・復興を加速化、推進することとしております。

2つ目の柱としましては、台風19号により、久慈川では整備計画目標流量を大きく上回る洪水が発生し、堤防からの越水や決壊など、現状の治水施設的能力を超えるような事象が発生したこと、また、これまでの洪水をあふれさせない治水対策に加えて、河川本川以外での対策も必要となるなど課題が生じたことから、先ほどの新たな河川事務所が中心となり、久慈川緊急治水対策プロジェクトが開始されました。

そのプロジェクトの中の河川災害防止対策としましては、1つ目は、河道の流下能力の向上のための河道掘削や堤防の整備が進められております。具体的には、久慈川の上河合町、下河合町、里川の三才町、また、山田川の芦間町や薬谷町などで、堤防法尻をブロックで補強する工事が行われているところでございます。

2つ目は、遊水・貯留機能の確保のための霞堤の整備としまして、田渡町にある霞堤の保全や那珂市額田への新たな整備が計画されているところでございます。

3つ目は、浸水が想定される区域の土地利用制限や住宅のかさ上げなどの住まい方の誘導による水害に強い地域づくりを推進していくことなど、これら3つを三位一体とした多重防御治水の推進を図り、地域が連携して災害から貴重な生命・財産を守り、社会経済被害の最小化を目指すこととしております。今年度は、その対策予定箇所の測量調査や設計等を進めていくこととなっております。

最後になりますが、当市としましては、河川管理者であります国、県とこれまで以上に緊密に連携し、これらの施策や情報の共有を図り、また、国、県への要望なども行いつつ、災害防止、被害の軽減により努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

[4番 諏訪一則議員 質問者席へ]

○4番（諏訪一則議員） ただいまご答弁を頂き、大変ありがとうございました。

それでは、2回目の質問を1つだけさせていただきます。

事業所向けに消毒用の微酸性電解水を配布したということですが、幾つの事業所に配布したのか、また、1回の配布量はどの程度だったのか、お伺いいたします。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 2回目のご質問にお答えいたします。

現在も、市商工会において事業所向けに1回10リットルを限度に配布をしておりますが、これまでに68事業所に配布してございます。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございました。理解いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済活動をはじめとした多岐にわたるあらゆる分野で多大なる負の影響が広がってしまいました。感染症の影響が収束する時期も不確定な現状の中で、市の商工業者、そして従業員、市民を守るために最大限の対策をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。以上をもちまして諏訪一則の一般質問を終了させていただきます。